

## 清涼飲料水の規格基準が改正されました。

令和3年6月29日付の「令和3年厚生労働省告示第263号（食品、添加物などの規格基準の一部を改正する件）」により、「清涼飲料水の規格基準」が一部改正されました。

- 1) 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」
- 2) 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」

物質名	改正後	改正前
六価クロム	0.02mg/L 以下であること。	0.05mg/L 以下であること。

### 【適用期日】

令和3年6月29日から適用となります。

ただし、告示日から起算して6ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、改正前の基準によることができます。

- 3) 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」

物質名	改正後	改正前
ククロ酢酸	0.02mg/L 以下であること。	基準値なし
ジククロ酢酸	0.03mg/L 以下であること。	基準値なし
トリククロ酢酸	0.03mg/L 以下であること。	基準値なし
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.07mg/L 以下であること。	基準値なし

### 【適用期日】

令和3年6月29日から適用となります。

ただし、告示日から起算して6ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、改正後の基準は適用されません。

**検査内容、料金などにつきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。**